

伊丹市新庁舎統合ネットワークシステム
構築事業プロポーザル実施要領

令和3年7月

伊丹市総務部 デジタル戦略室

1. 事業名

伊丹市新庁舎統合ネットワークシステム構築事業

2. 事業目的

令和4年（2022年）11月から新庁舎開庁時に利用する新庁舎統合ネットワークシステムの構築を行うものである。

総務省が示す「自治体情報システム強靱性向上モデル」に沿って三層分離を実現し、最新 ICT 技術による提案を受けることで本市の求める事業内容に最も合致した事業者を公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という)にて選定するものである。

本要領は、「伊丹市新庁舎統合ネットワーク構築事業」に関する提案の募集について、参加者が企画提案を行うために必要な手続きを定めるものである。

3. 事業内容

伊丹市新庁舎統合ネットワークの構築業務、機器調達を行う。

なお、詳細については、「伊丹市新庁舎統合ネットワークシステムに関する調達仕様書」に記載のとおりとする。

4. 事業期間：

- (1) 新庁舎統合ネットワーク構築及び機器調達に係る構築契約
契約期間：契約締結日から令和4年12月31日まで
（新庁舎ネットワークは令和4年11月1日から稼働を想定している）
- (2) 新庁舎ネットワーク保守に係る委託契約
契約期間：令和4年11月1日から令和9年10月31日まで
ただし、各年度の予算案が伊丹市議会において議決された場合に限る。

5. 事業費（提案上限価格）

- (1) 新庁舎統合ネットワーク構築及び機器調達に係る構築契約
（ハードウェア、ソフトウェア、システム構築費 等）
176,646千円以下（税抜）（令和4年度完成払：債務負担行為設定済）
- (2) 新庁舎ネットワーク保守に係る委託契約
89,760千円以下（税抜）（60ヵ月総額：毎月もしくは四半期払 ※別途調整）
ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく事業規模をしめすものであることに留意すること。また、提案価格を提出する際には、上記の各事業の提案上限額を超えてはならない。

6. 応募資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 伊丹市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法第17条に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法第21条第1項に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 破産法第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 提案事業者は、本業務内で取り扱う利用情報等の個人情報及びデータ管理観点から、以下の認証いずれかを取得し、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。なお、再委託先がある場合は、委託先を予め明らかにすること。
 - ① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001）
 - ② プライバシーマーク（JIS Q 15001）
- (8) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条に指定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないと認められること。

- (9) 「自治体情報システム強靱性向上モデル」に沿ってネットワークの三層分離を実現した、もしくは平成28年度以降に人口10万人以上の自治体の本庁舎ネットワークの構築、更新を実現した等の自治体導入実績が1件以上あること。

7. スケジュール

日程については以下を想定している。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・質問受付締切 | 令和3年7月30日(金) |
| ・質問回答 | 令和3年8月4日(水) (予定) |
| ・企画提案参加届受付締切 | 令和3年8月5日(木) |
| ・企画提案書等受付締切 | 令和3年8月18日(水) |
| ・第1次審査(提案書審査)結果通知 | 令和3年8月24日(火)頃 |
| ・第2次審査(プレゼンテーション審査) | 令和3年8月30日(月) (予定) |
| ・結果通知 | 令和3年9月3日(金) (予定) |

8. 資料提供の申込

実施要領、仕様書その他の公募に関する資料・様式は、市のホームページからダウンロードすること。窓口での配布はしない。

「伊丹市新庁舎統合ネットワークシステムに関する調達仕様書」の中で記載されている別紙資料を希望するものは、以下の通り提出すること。

- (1) 提出期限：令和3年7月30日(金) 17時まで(必着)
- (2) 提出方法：別添の資料提供申込書(様式2-1)により、メールにて提出すること。

メールアドレス：johokanri@city.itami.lg.jp

- (3) 送付方法：資料提供申込書(様式2-1)を受領次第、順次配布する。

9. 質問の受付及び回答

提出書類に関する疑義等について、質問受付期間内に電子メールで質問があった場合に限り回答を行うものとする。

- (1) 提出期限：令和3年7月30日(金) 17時まで(必着)
- (2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、メールにて提出すること。

メールアドレス：johokanri@city.itami.lg.jp

- (3) 回答日：令和3年8月4日(水)頃
- (4) 回答方法：質問と回答については、質問者の会社名等を伏せた形で公募参加届を提出した事業者全員にメールにて内容を通知いたします。

10. 企画提案参加・不参加について

(1) 提出書類：

① 公募参加届(様式2-2) 原本1部

本プロポーザルへの参加を希望する提案事業者は公募参加届(様式2-2)を下記の通り提出すること。なお、期限までに参加表明届を提出しなかった事業者からの提案は一切受け付けないものとする。

② プロポーザル応募資格要件確認書(様式2-3) 原本1部

様式に従い記載すること。なお、「2. 自治体導入実績」について、確認を行うため、項目の伏字及び未記入は認めない。

(2) 提出期限等

提出期限：令和3年8月5日(木) 17時まで

提出方法：持参又は郵送又は電子メールによること。

※電子メールによる場合は、後日、公募参加届(様式2-2)原本を提出すること。

提出場所：伊丹市総務部デジタル戦略室システム管理グループ(7階)

11. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類：原本1部、電子媒体1部

電子媒体での提出については、CD等の媒体に書き込みウイルスチェックを行ったうえで提出すること。

① 企画提案書(様式自由)

- ・作成要領については16. 提案書作成要領に従うこと。
- ②会社概要等（様式3）
 - ・様式3-1に会社概要、様式3-2に構築体制の概要を記載すること
 - ・「I SMS 認証取得証明書」または「プライバシーマーク認定取得証明書」写しを添付すること。
 - ・協力会社等についても、様式3-1及び「I SMS 認証取得証明書」または「プライバシーマーク認定取得証明書」写しを添付すること。
- ③価格見積書（様式4及びその内訳書（様式自由））
 - ・提案内容に対する見積書を作成し、「伊丹市新庁舎統合ネットワーク構築事業仕様書」に記載の内容については追加費用が発生しないように作成すること。内訳書については、必ず添付するものとし、積算根拠を明確にすること。
 - なお、ハードウェアについて運用開始から60ヶ月の保守を担保すること。
- ④導入実績等（様式5）
 - ・様式5-1に自治体での導入実績、様式5-2にプロジェクトメンバーの実績を記載すること。

(2) 提出期限等

提出日：令和3年8月18日（水）17時（必着）

提出方法：郵送又は持参によること。（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。）

提出場所：伊丹市総務部デジタル戦略室システム管理グループ（7階）

12. 第1次審査

第1次審査は提出された書面を元に実施し、審査基準は提案内容と価格点を主とする。第1次審査は、提出書類及び提案価格を元に要求仕様評価点及び価格評価点を算出し、合計点の上位3者を選定する。審査結果については令和3年8月24日（火）までに各提案事業者宛に書面（別途メールでも送付）にて通知する予定。

13. 第2次審査

第1次審査を通過した提案事業者は、提出された企画提案書等についてのプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日：令和3年8月30日（月）（予定）

詳細は別途連絡するものとする。

(2) 実施方式：Web会議形式（Cisco Webex）

プレゼンテーションおよび質疑で利用するWeb会議システムは本市で「Cisco Webex」を用意する予定。前日までにデジタル戦略室より招待メールを送付する。

(3) 時間配分：説明45分（プレゼンテーション）、質疑15分

プレゼンテーションの進行は時間配分内で提案事業者に一任する。

(4) 資料：事前に提出された企画提案書等にて進行すること。

内容の修正や補足資料など、少量の配布は認める。

(5) 人数：プレゼンテーションに参加できる人数は、5人までとする。

実際にシステム構築する際のプロジェクトマネージャ予定者が出席するものとする。

14. 審査基準及び配点

提案価格、提案内容、プレゼンテーションを総合的に評価する。

企画提案内容に対して第1次審査の評価点と第2次審査の評価点を合計し公平かつ客観的に行い総合評価にて最も高い評価を得た提案を最優秀提案として決定する。

(1) 企画提案の内容・実施体制 400点/1000点（第1次審査）

(2) 見積価格 200点/1000点（第1次審査）

(3) プレゼンテーション 400点/1000点（第2次審査）

(4) 審査結果…9月初旬に各提案事業者宛に書面（別途メールでも送付）にて順位、得点を通知するものとし、あわせて後日、市のホームページに掲載する。

15. 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (4) 応募資格要件を満たしていないとき、あるいは虚偽の申請を行い参加資格を得たとき
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、参加資格である伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたとき、又は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないことの規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) プレゼンテーションに参加しなかったとき
- (7) 価格見積書の金額が、前項5の提案上限金額に示した価格を超過しているとき
- (8) 提案業者が1社のみの場合、提案書及びプレゼンテーションの審査結果を評価し、6割以上の得点（480点／800点）を取得できなかったとき

16. 契約

- (1) 選考された優先交渉権者と伊丹市の間で、速やかに選定後の提案内容を確認する場を設け、実現方法について精査し、両者協議の上、提出された提案書・見積額及び上限価格の範囲内で妥当と認められる場合は、提案内容の追加、変更、削除ができることとし内容を確定するものとする。優先交渉権者は確定した内容に基づき再度、見積価格を提示することとする。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、市は、次点交渉権者と協議を行うこととする。
- (2) 協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。
なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (3) 契約の考え方は、①調査・設計事業、②機器調達の2つの契約に分離して行う。ただし、②については仮契約を締結後、財産取得にかかる議会で契約承認の議決を経て、本契約を締結する予定である。各契約の支払いについては令和3年度分と令和4年度分を合わせて令和4年度に一括で支払うものとする。
保守費用については、令和4年11月（予定）から保守契約として費用を支払うものとする。

17. 提案書作成要領

- (1) 企画提案書は原則A4とし、必要な場合はA3を使用しても構わない。専門用語を多用しない等、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮すること。専門用語を使用する際は、注釈をつけること。また、図や表などを適宜使用するなど、分かりやすさ、読みやすさに努めること。作成する電子データについてはPDFファイルとすること。
- (2) 各項目の記載内容について、具体的に提案を指示している項目は、提案内容を詳しく記載すること。調達仕様書に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。
- (3) 提案書に記載する内容は、原則本業務における実施事項として提案事業者が提示し、契約するものであるが、追加提案事項については本事業費の範囲内か追加費用が発生するかを明記すること。
- (4) 提案書は、「伊丹市新庁舎統合ネットワーク構築事業仕様書」の内容を満たしたうえで作成することとし、次の順番で項目別に作成すること。
 - ①本事業に対する考え方や取組みについて
 - ・提案事業者の本事業に対する考え方や取組みについて記載すること。
 - ・提案事業者の構築実績について、過去5年以内における自治体（人口規模を記載すること）のネットワーク構築事業の実績をわかりやすく記入すること。
 - ・貴社の作業と、本市の職員作業分担、既設事業者の役割について記載すること。
 - ②全体構築方針への具体的な提案について
 - ・新庁舎開庁後までの作業スケジュール、実施方法などの考え方について記載すること。

- ・プロジェクト管理に伴う実施体制について、協力事業者(子会社含む)と委託契約する場合は、その事業者名、代表者名、委託内容(具体的に)を記入して提出すること。
- ③新庁舎統合ネットワーク構築の提案
 - ・新庁舎統合ネットワーク構築（有線 LAN、無線 LAN）に関して具体的な提案内容を記載すること。
 - ・新庁舎統合ネットワークについて、仕様書に応じて調達する機器(ハードウェア、ソフトウェア、ライセンスなど)の構成を記載すること。
 - ・構築するネットワークやシステム、調達機器等の構成、ラック実装等について視覚的にわかりやすくまとめること。
- ④既存ネットワークの調査の提案
 - ・既存ネットワークの調査方法と設計の反映に関して具体的に記載すること。
- ⑤セキュリティに関する提案
 - ・セキュリティ対策としての提案は、その特徴、長所、短所などをふまえて記載すること。
 - ・総務省の地方公共団体情報セキュリティ強化対策（自治体情報システム強靱性向上モデル）を理解したうえで、それらに準拠した提案（NW 分離等）とすること。
 - ・仕様書に記載されている要件以外で、実装するのが望ましいセキュリティ機能があれば、積極的に提案すること。
- ⑥業務継続性（BCP）の提案
 - ・可用性・業務継続性の仕組みについて記載すること。
 - ・障害発生軽減の仕組みを記載すること。
- ⑦庁舎移転業務の提案
 - ・新庁舎と旧庁舎の並行稼働の方法について具体的に提案すること。
 - ・フロアの週末ごとの移設に伴う稼働に関して本事業としての具体的な対応方法について記載すること。
 - ・既存ネットワークとの切り替えに関する具体的な方法について記載すること。
- ⑧保守・運用業務の提案
 - ・保守・運用における具体的な実施方法について提案すること。
 - ・保守部品や予備機等の考え方について記載すること。
 - ・障害発生時の体制・対応について記載すること。
- ⑨その他の提案やアピールポイント
 - ・当市にとってメリットのある提案内容や構築事業者としてのアピールポイント、当市が抱えている課題解決に向けた提案があれば記載すること。

18. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しないととも、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 本件に関して知り得た伊丹市のシステム等に関する一切の内容及び情報を、本事業の目的以外に使用したり、第三者に開示したり、漏洩しないこと。
- (6) 本提案事業は各年度予算を議決されたことにより事業執行が可能となるものであるので留意すること。
- (7) 公募型プロポーザル参加表明書の提出後、参加の辞退を行う場合は、「参加辞退届（様式6）」により申し出ること。参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。参加辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはしない。
- (8) 提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。

- (9) プレゼンテーション審査の質疑にて、提案価格内で実施すると回答した内容については実施すること。
- (10) 審査結果については、優先交渉権者の合否についてのみ9月上旬を目途にメールで各参加者に通知する

19. 本件に関する問い合わせ先

伊丹市総務部デジタル戦略室システム管理グループ

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

TEL：072-764-5081 FAX：072-784-8131

Mail：johokanri@city.itami.lg.jp

以上